

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告 大石光伸 外265名
被告 国 外1名

訴の変更申立書

平成26年12月18日

原告ら訴訟代理人

弁護士 河合弘 之代
外



水戸地方裁判所民事第2部 御中

記

第1 申立の趣旨

原告らは、訴状記載請求の趣旨第2項を、以下の通りに変更する。

「被告国は、被告日本原子力発電株式会社が、同社東海第二原子力発電所原子炉施設について、原子力規制委員会に対して、平成26年5月20日に行った設置変更許可申請に対して、許可をしてはならない。」

第2 申立の理由

1 従前の原告らの請求の趣旨第2項は、「被告国は、被告日本原子力発電株式会社に対し、同社東海第二原子力発電所原子炉施設について、その使用の停止を命ぜよ」というものであった。

上記の請求の根拠は、電気事業法40条の、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限するこ

とができる。」という規定であった。

平成24年6月27日に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という)が改正される前は、本件原子炉等の商業発電用原子炉に関する技術上の基準は同法の規制対象ではなく、電気事業法の規制対象であった(旧原子炉等規制法73条)。

2 しかし、平成24年6月27日に原子炉等規制法が大幅に改正され、旧73条は削除された。そこで、商業発電用原子炉に関する技術上の基準も、原子炉等規制法に規定されることとなった。

本件訴訟は、上記の原子炉等規制法の改正後の、平成24年7月31日に提訴されたものである。しかし、その時点では、同改正法は未だ施行されておらず、電気事業法が適用されていた。その後、本件で問題となる、後述の同改正法43条の3の6、43条の3の8、43条の3の23は、平成25年7月8日に施行された。

3 また、改正原子炉等規制法は、新しい安全基準(技術上の基準)を、既存の商業発電用原子炉にも適用することとした。これを「バックフィット制度」という。

改正原子炉等規制法43条の3の23第1項は、「原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第1項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。」と規定し、同条第2項は、「原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。」と規定する。これが、上記のバックフィット制度の根拠条文であり、原子力規制委員会は、原子炉が新たな技術上の基準に適合しない時は、当該原子炉の使用停止、改造、修理等を命ずること

ができる、とされたのである。

4 当然のことながら、改正原子炉等規制法の施行以前に稼働していた原子炉は、同改正法に定められた技術上の基準を満たしていないことが殆どであろうと考えられる。このような場合、同改正法は、既設の原子炉が同改正法下の技術上の基準を満たすための原子炉の変更の許可という手続を設けた(43条の3の8)。

変更許可に関する同法43条の3の8は、次のように規定する。

第1項 第43条の5第1項の許可を受けた者(以下「発電用原子炉設置者」という)は、同条第2項第2号から第5号まで又は第8号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。(以下略)

第2項 第43条の3の6の規定は、前項本文の許可に準用する。

第43条の3の6というのは、設置許可の基準を定めた条文である。その第1項は、次のような規定となっている。

原子力規制委員会は、前条第1項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項及び第43条の3の29第2項第2号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定め

る基準に適合するものであること。

即ち、原子炉の変更許可にあたっては、設置許可と同じ基準が適用されるということである。

5 被告日本原電は、平成26年5月20日、変更工事許可申請を行った(被告日本原電の平成26年8月28日付準備書面(2))。

6 しかし、同被告には、同改正法43条の3の6第1項に定められた技術的能力も経理的基礎もないし、重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力もない。本件原子炉は、原子力規制委員会規則で定められた基準にも合致しない。さらに、そもそも、同改正法に基づく基準自体にも違法がある。従って、同被告の行った変更工事許可申請に対して許可がなされてはならない。

同被告ないし本件原子炉が同改正法43条の3の6第1項に定められた基準に合致しないこと、及び、同改正法に基づく基準自体にも違法があることについては、別途原告らの準備書面において主張してきたところであるし、今後も詳細な主張を行う予定である。

7 上記変更許可申請に対する許可がなされると、本件原子炉が再稼働することになる。その場合、過酷事故が発生する可能性があり、その場合に原告らが被る損害は重大なものであり、しかもその損害は回復困難なものとなる。これは、平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の結果を見れば明らかである。

原告らは、これまでも、上記のような許可がなされた場合に起こる過酷事故による重大な損害について、手厚い主張を行ってきたし、今後もさらに詳細な主張を積み重ねる予定である。

8 そして、上記のような重大な損害の発生を未然に防止するためには、変更許可の差止を求める以外に、他に適当な方法はない。

9 よって、原告らは、行政事件訴訟法第3条第7項、第37条の4第1項に基づいて、前記変更後の請求の趣旨記載の判決を求める。

以上